

## 議案第9号

### 和解に関し議決を求めることについて

下記のとおり和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めます。

令和3年11月26日提出

大船渡市長 戸田 公明

### 記

- 1 和解の相手方 住所 大船渡市三陸町綾里字石浜38番地5  
氏名 中 島 直 喜

### 2 事案の内容

平成31年1月17日、市の元職員亙理義政（以下「元職員」という。）が市簡易水道事業の委託業務に関して収賄罪の容疑で逮捕される事件が発生し、市が事件の発生原因究明等のために設置した大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件に係る第三者委員会から令和元年12月24日に提出された報告書において、架空発注の疑いについて言及があった。

市が内部調査を進めた結果、相手方を含む4者において架空請求及び水増し請求の疑いを確認したことから、相手方に対して業務の履行内容を照会したところ、元職員の虚偽による申出を契機として、実施していない架空の業務の委託料を市から受領し、一部を元職員に手渡したこと、残金には手を付けずに自身の口座で保管していること等について、経緯報告書を始めとする資料が提出されるとともに、証言が得られた。

相手方から提出された資料等を基に引き続き調査を実施し、市が架空請求及び水増し請求により被った損害額の総額が確定したため、相手方に対して返還請求を行ったところ、請求金額が全額返還されたことから、相手方が元職員に手渡したと主張している金額については、相手方に証人として協力を得ながら、

被告を元職員に限定して訴えを提起すべく、相手方と和解しようとするものである。

### 3 和解の内容

- (1) 相手方が市から受領した金額が、架空請求に係るものが38,471,190円、水増し請求に係るものが4,578,900円、合計43,050,090円であることを確認する。
- (2) (1)の金額のうち、18,614,090円を相手方が市に返還し、市が保管中であることを確認する。
- (3) (1)の金額から(2)の金額を控除した24,436,000円について、相手方が元職員と連帯して市に賠償し、又は返還する義務を有することを確認する。
- (4) 相手方は、市が元職員に対して行う民事又は刑事の法的手続に証人として協力することを約束する。
- (5) 市は、相手方が(4)の約束を遵守する場合、(3)の義務を猶予する。
- (6) 市が元職員に対して行う法的手続において、元職員の市に対する加害行為が認定された場合、市は、相手方の(3)の義務を免除する。
- (7) 市と相手方は、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務を有しないことを相互に確認する。

#### 提案理由

市簡易水道事業の委託業務に関する損害賠償等の請求に係る和解をしようとするものです。